絆づくりこうなん実行委員会確認事項

1 目的

- (1) 江南市市民自治によるまちづくり基本条例の推進
- (2) まちづくり組織間の絆の機会創出
- (3) 市民にまちづくりへの参加の機会を創出

2 実行委員

- (1) 実行委員会は、自主的に参加する者で構成する。
- (2) 実行委員会に、会務を総理する会長を置く。

3 運営

実行委員会の運営は、誰もが参加しやすい運営に努めることとし、必要に応じて他の組織と協働しながら行う。

4 会議

実行委員会の会議は、会長が必要に応じて招集する。ただし、会長が欠けた 場合、あるいは事故ある場合は、事務局が招集する。

5 事務局

実行委員会の事務局は、経営企画部地域協働課内に置く。

6 その他

- (1) 実行委員会の会議は、原則公開する。(「江南市市民協働・市民活動推 進協議会 会議傍聴のルール」を準用する。)
- (2) 事務局で実行委員会の会議録の要旨を作成し、市ホームページで公開する。
- (3) この確認事項は、実行委員会で決める。

附則

平成23年8月9日から施行する。

附則

平成24年6月5日から施行する。